

本荘由利広域市町村圏組合 ケアマネジメントに関する基本方針

令和2年1月7日

1. 策定の趣旨

本荘由利広域市町村圏組合（以下「組合という」）では、介護保険事業計画において、「高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能とする地域づくり」を基本理念に掲げ、介護が必要な人の尊厳を保持し、個々の実情に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するという、介護保険制度の基本理念を踏まえ、地域の実情に応じて、地域住民、民間、行政等の多様なサービスの提供体制を整備することにより、高齢者の生活の自立や、生活の質の向上を支援し、高齢者がどのような状態になっても、生きがいを持って日常生活を営んでいける地域を目指しています。

「ケアマネジメント」はこの基本理念を具現化していく重要な手法です。高齢者の状態像を適切に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供するための仕組みであり、介護保険制度の中核となるものです。当組合では、高齢者の自立支援、重度化防止等に資することを目的として「ケアマネジメント」が行われるよう「本荘由利広域市町村圏組合ケアマネジメントに関する基本方針」を下記のとおり定めます。

記

1. 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮してケアマネジメントを行うこと。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮してケアマネジメントを行うこと。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立にケアマネジメントを行うこと。
4. 保険者、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めること。